**令和元年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会　議事録**

日時：令和２年２月６日（木）　午前１０時から正午まで

場所：大阪赤十字会館　４階４０１会議室

出席委員

　内田　勉　　　　大阪府警察本部　生活安全部　生活安全総務課

人身安全対策室　人身安全情報担当課長補佐

　大﨑　年史　　　社会福祉法人　四幸舎和会　くりのみ園　施設長

　木村　瑛子　　　公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会　副会長

小山　操子　　　弁護士

◎津田　耕一　　　学校法人　玉手山学園　関西福祉科学大学　教授

　寺田　一男　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

那須　顯一　　　株式会社　日本シンクタンク　代表取締役

原田　徹　　　　公益社団法人　大阪社会福祉士会

東野　弓子　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事

松吉　大助　　　大阪労働局　雇用環境・均等部　指導課　統括労働紛争調整官

前川　たかし　　一般社団法人　大阪府医師会　理事

　松岡　健一　　　太子町　健康福祉部　福祉課長

　森川　護　　　　摂津市　保健福祉部　障害福祉課長

　◎　部会長

○事務局　それでは、定刻となりましたので、ただ今から「大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、業務ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。事務局の紹介をさせていただきます。障がい福祉企画課長でございます。

障がい福祉企画課課長補佐でございます。生活基盤推進課課長補佐でございます。その他、関係職員が出席しております。会議の開会に先立ち、事務局を代表しまして、障がい福祉企画課課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局　改めまして、皆様、おはようございます。本日の部会の開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ、また、朝早くから当部会にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃より本府障がい福祉施策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、本当にありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、この部会ですが、平成２４年１０月に「障害者虐待防止法」が施行されまして、この間、数えること7年が経ちました。その間、各市町村の取組み、また、警察・労働局といった関係機関の皆さまの多大なご協力をいただきまして、しっかりこの障がい者虐待防止のための取組みを進めてきたところでございますが、ただ、昨今の大阪府の状況を見ますと、依然として虐待通報の件数が多いと。虐待の認知件数も多いということでございます。

ただ、これは数字だけを見ますと大変なことだと感じているところですが、一方、見方を変えますと、しっかり虐待をなくすという取組みの成果が通報につながり、そこを迅速に対応することにより認知件数も出ているのかということでございますので、この虐待の認知件数を少なくすることは引き続き取り組むべきところではあるかと思っておりますが、しっかりこれまでの取組みも進め、さらに充実させていく必要があるのかと考えております。

本日は、議題にもありますとおり、障がい者虐待の対応状況と防止のための取組み、また、専門委員会での論点の整理でありますとか、あと、それぞれの関係機関の皆様方の取組状況について、ご報告をいただきながら、しっかり議論の中身を深めていくということでございますので、委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきながら、この会議の内容を深めていきたいと思っております。以上で私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。本日、現時点におきまして、１２名の委員にご出席をいただいております。1名の委員は遅れての参加となるご連絡がありました。本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。不足している資料等はございませんでしょうか。

それでは障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。なお、本部会につきましては、会議の趣旨を踏まえまして、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することといたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、委員の皆様で、プライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、昨年度に引き続き、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長　それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。限られた時間でございますので、早速、始めていきたいと思います。

まず、最初に当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。代理につきましては、委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

○全委員　異議なし。

○部会長　はい。ありがとうございます。では、私に何かありました時には、よろしくお願いいたします。

　それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。本部会は障害者虐待防止法第３９条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。

また、本日の部会で頂きましたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思っております。

　それでは、議題１、「平成３０年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」から始めたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　はい。資料１－１をご覧ください。大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況について、令和元年１２月２０日に、平成３０年度の公表がされており、実際の公表資料が、資料１－２「平成３０年度大阪府内市町村における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組みについて」でございます。その一部を抜粋して資料にしたものが、資料１－１です。

　それでは、資料１－１について、説明させていただきます。

　まず、スライド１をご確認ください。大阪府内及び全国の対応状況に関する表となっております。この表では、平成３０年度の数字を示しておりますが、件数の後の括弧内の数字につきましては、平成２９年度（平成２９年４月～３０年３月）の対応状況です。比較してご覧いただければと思います。

養護者による障がい者虐待は、相談・通報・届出件数、大阪府１２０９件、虐待と判断した件数は１６６件となり、相談・通報・届出件数は全国最多、虐待と判断した件数は全国２位でした。大阪府の相談・通報・届出件数は昨年と比べて１９.８％増加、判断件数は１３.２％減少しております。認定率は１３.７％と、昨年度の認定率１８.６％より減少しております。

養護者虐待については、大阪府は全国の通報の２２.６％、判断は１０.２％を占めています。なお、大阪府の人口につきましては全国の約７％となります。全国では、相談・通報・届出件数が５３３１件と。平成２９年度より増加、虐待と判断した件数は１６１２件、認定率は３０.２％で、いずれも昨年度からほほ横ばいとなっており、大阪府の認定率１３.７％と比べると、大阪府の認定率のほうが低くなっています。

次に、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待については、 大阪府は通報件数２７４件、虐待と判断した件数は大阪府が６１件で、いずれも大阪府が全国最多となりました。

　昨年度より通報件数は２.６％増加、判断件数も３.３％増加しています。全国では通報は２６０５件、判断件数は５９２件で、昨年度より通報件数は９.７％増加、判断件数は２７.６％の増加となりました。都道府県ごとの比較については後ほどお伝えいたします。

　使用者による障がい者虐待について、市町村・都道府県の通報等受理数につきしては、相談・通報・届出件数、大阪府６９件、全国６４１件でした。大阪府の通報件数は昨年から横ばいで、全国では７.８％減少しています。

参考に、労働局の対応として、使用者による障がい者虐待の状況を一番右側に記載しております。簡単に数字だけご紹介いたしますと、相談・通報・届出件数は、大阪府（大阪労働局）では１３６事業所、全国では１６５６事業所、虐待と判断した件数は大阪府４７事業所、全国５４１事業所という結果になっております。

次のスライド２は、大阪府における障がい者虐待の対応状況を、平成２８年度から平成３０年度までの経年比較として示したものになります。括弧内は前年度からの件数の増減でございます。一番下のところに、養護者と施設従事者等による虐待について、３カ年の認定率を掲載しております。

続いて、大阪府の状況について、養護者、施設従事者、使用者と比較して説明いたします。

スライド４です。昨年度同様、養護者においては警察からの通報の割合が非常に高くなっており、施設従事者等におきましては、施設・事業所の職員など、支援者からの通報が、使用者においては本人による届出・相談の割合が高くなっております。

次に、下のスライド５は、虐待類型の件数及び割合について、養護者、施設従事者、使用者別で比較したグラフです。養護者と施設従事者においては身体的虐待が最多、使用者では経済的虐待が多くなっています。

次に、スライド６です。被虐待者の障がい種別ごとの件数及び割合について、養護者、使用者では知的障がいが最多、次いで、精神障がいが高くなっております。施設従事者等においては知的障がい、次いで身体障がいの割合が高くなっております。

　次に、下のスライド７です。被虐待者の性別、年齢について示しています。性別について、養護者では女性が多く、施設従事者では男性が多くなっております。年齢では養護者は４０代が最多、次いで５０代、施設従事者では１０代が約４分の１を占めています。

　次に、スライド８です。行動障がいとの関係について示しています。被虐待者のうち、養護者では約２４.１％、施設従事者では６５.９％の方が行動障がいがあるという結果でした。

次に、下のスライド９です。虐待者の年齢について示しています。養護者では６０歳以上の割合が高く、施設従事者では４０～４９歳の割合が高くなっております。

このページ以降なのですが、養護者、施設従事者、使用者について、それぞれの傾向をお伝えいたします。

まず、養護者について、スライド１２をご覧ください。都道府県別に見た養護者による障がい者虐待の件数です。通報件数につきまして、１番に大阪府１２０９件、２番目に愛知県４１４件、３番目に東京都３４７件となっております。虐待認定件数は１番が愛知県１８１件、２番目に大阪府１６６件、３番目に千葉県１０９件となりました。

　次に、下のスライド１３です。大阪府の養護者虐待における通報件数の経年比較です。これまで同様に、大阪府の特徴として、警察の割合が高いことが挙げられます。全国の警察からの通報件数は１６９５件、大阪府の警察からの通報が８５６件であり、全国の警察からの５０.５％を占めています。

資料には載せていませんが、通報のうち、警察からの通報の割合を説明しますと、全国の通報は５３３１件、そのうち警察からの通報が１６９５件で、全通報の３２％となっております。対して大阪府では、通報１２０９件のうち、警察からの通報が８５６件、府内通報の７０.８％という高い割合が明らかになっております。通報を受けてから事実確認を行うまでの日数については、事実確認を行った１０３３件のうち、約７割が２日以内となっております。

次のページ、スライド１４です。養護者虐待における虐待の類型や被虐待者の障がい種別について経年比較をしています。認定された虐待においては身体的虐待が最多であるが、認定件数全体に占める割合は減少傾向にあり、性的虐待、放棄、放置の割合が増加しています。被虐待者の障がい種別では知的障がいが最多、次いで精神障がいとなっています。虐待の程度は約半数が軽度という結果でした。

次に、下のスライド１５です。虐待者の続柄については母が最多で、次いで父となりました。夫の割合は年々減少しています。ここのその他の欄については、内縁関係でありますとか交際相手といった方が含まれます。

次のページ、スライド１６です。被虐待者の障がい種別と虐待の類型の関係及び被虐待者の障がい種別と虐待者の続柄の関係についてお示ししています。上段ですが、被虐待者の障がい種別が身体障がい、精神障がいにおいては、他の障がい類型に比べて身体的虐待の割合が高くなっており、知的障がいにおいては心理的虐待、経済的虐待の割合がやや高くなっています。

下段の表で。被虐待者の障がい種別が身体障がいにおいては虐待者の続柄が母の割合が、知的障がいにおいては母、次いで父の割合が高くなっています。また、精神障がいでは、虐待者の続柄が夫の割合が高いものとなっております。

次に、下のスライド１７です。被虐待者の障がい種別と認定された件数の通報者の関係及び虐待者の続柄と虐待類型の関係についてお示ししています。上段は被虐待者の障がい種別が、知的障がいでは、相談支援専門員、施設・事業所の職員からの通報が多い傾向にあります。精神障がいにおいては、警察からの通報が最も多く、他の障がい種別と比較すると相談支援専門員や施設・事業所の職員からの通報割合が低くなっています。

下の表は虐待者の続柄と虐待類型の関係につきまして、虐待者の続柄が父や夫の場合、身体的虐待の割合が高くなっています。また、虐待者の続柄が母の場合は、他の続柄に比べて放棄、放置の割合が高くなっております。

次のページ、スライド１８です。虐待類型と虐待発生要因の関係について、及び虐待者の続柄と虐待発生要因の関係について示しています。虐待発生要因につきましては、主なものを一部抜粋しております。上段をご覧ください。虐待類型が身体的虐待、放棄、放置では、虐待発生要因として、被虐待者の介護度や支援度の高さの割合が他の虐待類型に比べて高くなっております。

経済的虐待では、 虐待発生要因として虐待者が虐待と認識していない割合が、他の虐待類型に比べて高くなっております。下段です。虐待者の続柄が父、母では、虐待発生要因として虐待者の介護疲れと虐待者の知識や情報の不足の割合が、それぞれ他の続柄に比べて高いと言えます。

次に、下のスライド１９です。養護者虐待のその他の状況について、まとめておりますので、ご確認ください。

次のページ、スライド２０からは、障がい者福祉施設従事者等による虐待について、ご報告いたします。

○事務局　生活基盤推進課です。ここからは障がい者福祉施設従事者等による虐待の対応状況について、報告させていただきます。

スライド２１です。通報件数について、大阪府２７４件、東京都２７１件、千葉県１６１件、虐待認定件数につきましては、大阪府６１件、愛知県４８件、東京都４５件と続いております。大阪府においては５年連続で第１位となっております。死亡事案についてはここには示しておりませんが、全国で２件で、うち１件が大阪府の事案となっております。

次のページ、スライド２２です。通報・相談の件数についての経年比較です。大阪府では平成３０年度、本人による届け出と相談支援専門員等による通報が４３件で、第１位となっております。参考までに全国では本人による届け出が最多となっております。

次に、下のスライド２３です。虐待の類型と被虐待者の障がい種別のグラフです。虐待の類型は身体的虐待が最多で、性的虐待が大きく増加しております。

次に、スライド２４です。全国における虐待が認定された事業所種別の経年比較です。全国では障がい者支援施設が最も多く、次いで生活介護、共同生活援助、放課後等デイサービスと続いております。

次に、下のスライド２５です。大阪府における事業所、共同生活援助が最も多く、次いで放課後等デイサービス、第３位が居宅介護と生活介護が同数となっております。大阪府では共同生活援助が４年連続で第１位となっております。

次のページ、スライド２６です。虐待者の内訳です。平成３０年度も例年どおり、全国でも大阪府でも生活支援員が最多となっております。

次に、スライド２７です。昨年度部会でご審議いただいたクロス集計についてご説明させていただきます。まずは虐待類型とサービス種別ということで、１事案につき二つ以上の虐待に該当するということもありまして、認定件数は６１件なのですが、ここでの総数は８１となっております。サービス種別が多岐にわたるため、傾向として顕著なところは見られませんでしたが、認定件数上位のサービスを抽出して申し上げますと、まず、共同生活援助のところです。身体的虐待が７件、心理的虐待が９件で、国や府の全サービス種別の比率、身体的虐待が５対心理的虐待が４ですので、少し逆転現象が起きているというところが見て取れます。

　次に、生活介護においては、身体的虐待が６件、心理的虐待が１件ということで、国や府の全サービス種別が、先ほど申し上げましたとおり、５対４ですので、心理的虐待の認定が少ないことが分かります。

次に、放課後等デイサービスです。性的虐待が３件となっておりまして、就Ｂと並んで全サービス１１件のうち３件ずつということで、第１位となっております。

最後に、居宅介護です。経済的虐待が３件ということで、全体の７件中３件が居宅介護の事業所で発生しているということになります。

次に、１０ページのスライド２８です。これもクロス集計なのですが、虐待類型と障がい支援区分というところで、左側の６１件の虐待認定について、被害者数は１１９人いらっしゃったということになります。また、障がい児は区分なしに該当しますので、区分なしの数が多くなっている状況です。ここでは身体的虐待は、ほかの虐待と比較して、区分６利用者の割合が大きいということが見て取れます。

続いて、右の集計になります。虐待類型と強度行動障がいの集計です。まず、ここで言えますのは、身体的虐待はほかの虐待と比較して、被虐待者に占める行動障がいの利用者の割合が大きいということが言えます。また、行動障がいがある場合は、ない場合と比較して、身体的虐待に占める身体拘束を伴うものの割合が大きいということが分かります。

以上が施設従事者についての報告となります。

○事務局　次のスライドからは使用者による虐待について、報告いたします。

次のページ、上のスライド３０は、使用者虐待について、通報・届出の件数の経年比較です。先ほども申し上げましたとおり、本人からの通報・相談が最も多くなっております。

下のスライド３１は、参考として、大阪労働局に寄せられた障がい者虐待について掲載しております。大阪労働局に寄せられた通報・届出は１３６事業所のうち、虐待認定されたものは４７事業所でした。認定された事業所の業種について、「医療・福祉」の割合が高くなっていますが、この中には就労継続支援Ａ型の事業所が含まれています。障がい種別では、知的障がいの割合が約６割を占めています。虐待の種別は経済的虐待が多く全体の８割を占め、最低賃金割れなどが多いものと思われます。

　次に、スライド３２です。最後に、虐待対応状況の傾向をまとめておりますのでご覧ください。

続きまして、資料１－２については、冒頭で説明しましたとおり、令和元年１２月２０日に報道提供いたしました、平成３０年度公表の資料です。前年度の虐待防止推進部会での意見を踏まえまして、養護者による虐待、施設従事者等による虐待の発生要因の掲載をしております。養護者による虐待の発生要因については９ページに、施設従事者等による虐待の発生要因については１７ページにございます。

大阪府より障がい者虐待の対応状況については以上です。

○部会長　ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対しまして、ご不明な点や、ご質問等がございましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員　今のご説明の中で、養護者による虐待についてですが、警察からの通報が年々、増加しているということで、もし何か要因として、きっかけみたいなものも含めて分析しておられるところがあれば、お聞かせいただきたいことと、警察に通報されている主体がどなたかについての確認を、大阪府のほうでされているのか、つまり警察へ何らかの通報をしている人がご本人だとすれば、そもそもご本人による届出なわけですから、それは警察を経由してきているにすぎませんので、その辺りの確認は出来ているのかということをお聞かせいただければと思います。

　と言いますのもずっとそうですがこの間、養護者による虐待について、本人による届け出が少なくて、全国的なもので比較したとしても少ないのだと思います。それは本人が虐待だと感じたときに届け出るところとして、まずは虐待防止法で規定しているところよりも警察にと考えておられる方のほうが、大阪府内においては多いのかと思いまして、もしかしてその辺りから、本人に対する虐待というところの通報先が、きちんと周知されていないという可能性もあるので、今のお尋ねをしております。

　それ以外には、あとは何回もお尋ねしているところですが、相談通報を受理しても、明らかに通報を受理した段階で明らかに虐待ではなくて、事実確認調査不要と判断したという事例について、どなたからの通報で、それが具体的にどのような内容なのか、何か確認をしておられますかということについてお尋ねしたいことと、あと、分離保護などを養護者による虐待などで行っておられて、医療機関への一時入院ということで、それなりの数が資料１－２の１０ページのところで挙がっていますが、この医療機関というのは、どのような医療機関なのかということについても、何か確認するすべがあるのかを確認したいと思います。

　あと、利用契約、または措置以外の方法による一時保護ということで、どのような方法で一時保護されているのか。これだけでは分かりませんので、以前にもお尋ねしたことがあるかもしれませんが、その方法についても教えていただければと思います。今のところは以上です。

○部会長　ありがとうございます。大きく４点出たかと思いますが、順番に事務局のほうからお願いいたします。

○事務局　はい。警察通報が増加している要因につきましては、この傾向は以前からあまり変わっていませんが、警察庁より各都道府県警察に対して虐待の疑いがある場合は、市町村に通報するように通達が出ておりまして、府民から寄せられた虐待かもしれないという相談、府民の感度が高いと言いますか、割と警察へ連絡することのハードルが低いと言いますか、そのようなところもあります。本人さんも含め障がい者の疑いがあれば、もれなく警察が市町村に通報していただいているということだと考えております。それから、おっしゃっていました警察への通報の主体が誰かというところについての分析については、我々として出来ているわけではございません。

　次に、受理して調査不要と判断した内容につきましては、それは個別の内容について、ここでご説明できるものは持っておりませんことが実情でございます。個別の話という形ではありませんが、そのケースの事例としましては、夫婦げんかや親子げんかなど、一方的に支配されている虐待関係ではなくて、自分自身も暴力等をふるって興奮状態になって通報に至ったものというところです。

　それから、特に通報が度重なる場合については、継続ケースとして通報の都度事実確認には至ってないケースがあるということになります。ただし、初めての通報や危険度が高いケースについては確認を行う等の個別での判断を行っております。

　○事務局　明らかに虐待ではなく事実確認不要と判断した件で、障がい者の施設虐待のケースでございますが、いくつかの市にどのような状況だったのかということをお聞きしたところ、例えば本人からの通報でほかの利用者とのトラブルに関するようなものであったというケースだと聞いております。

ほかにも妄想による訴えのようなものとか、あるいはかなり昔の話でなかなか確認が難しいケースと聞いておりますが、いずれも電話に出た者が即断で不要と判断したのではなくて、課内で会議等を開いて、虐待ではないという判断をしているとお聞きしておりますので、その辺は主観だけでやっているというわけではないとお聞きしております。

○事務局　補足になりますが、通報を受理しますのは電話で受けることもあり、その１名で明らかな虐待と判断できなかった場合については、その後、組織内で、複数で話し合っていただいて、虐待として対応していくのか、その他の部署で対応するべきなのかというところをご判断いただくのですが、受理はしたけれども、その話し合いの場で明かな虐待とは言えないと判断した結果、他部署に引き継ぐなどの対応をしたものも、この中には含まれます。

　４点目に分離を行った被虐待者の対応の内訳のところのご質問を頂戴したかと思いますが、利用契約、または措置以外の方法による一時保護について具体的にどのようなところなのかというところにつきましては、現時点ではこれ以上の情報は持っていないところになります。個別に市町村に確認すれば確認は取れるかと思います。

あと、医療機関がどのようなところなのかというところですが、例えば精神科の病院などがこの中には含まれることになります。４点目につきましては以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。まず、もともとの警察に入ってきた情報等で、何かお分かりになる点がございましたら補足いただければと思いますが、何かございませんか。

○委員　大阪府警で取り扱う障がい者虐待事案の多くは、１１０番通報等によりますＤＶ事案に付随する案件が多数を占めております。その取扱の中で障がい者虐待が発覚するというケースが多々ございます。

増加の要因というところになりますが、ＤＶ事案そのものの増加というものも一つの要因と考えられますが、はっきり明確なところはよく分からないところです。ＤＶ事案の増加につきましては、府民の警察管理のニーズが高まっていることは肌身で感じているところではありますが、正確な理由というところは、よく分からないというところです。

○部会長　ありがとうございます。いかがでしょう。さらに何かございますか。

○委員　もしよろしければ警察の方が来ておられますのでお聞きしたいのですが、大阪の風土なのかどうか、先ほど大阪府のほうからご説明しましたが、通報しやすい雰囲気があるという。そのこと自体はとてもいい、悪くはないお話だと。ざっくばらんで私は大阪が大好きなのですが、そもそも通報件数が大阪府は全国に比べて多いのかということと、今、おっしゃった１１０番のＤＶ、家庭内暴力の中から、障がい者虐待だと思われるものを市町村に通報してくださっているというお話だと思いますが、その電話の中から、これは障がいのある人が関係しているのだということは、どのように電話の中でスクリーニングしておられるのか。もしよろしければお聞かせいただければと思います。

○委員　電話のみの対応ではなくて、実際の現場に行って、被害者、行為者と面接をして対応しているケースがほとんどであります。障がい者虐待の認定に関してなのですが、一目見て障がい者であると分かるケースは少ないです。手帳を持たれていない方も多々ありますので、どのようなケースを障がい者虐待として扱うのかということになりますが、障がい者に該当するかどうか分からないケースにつきましては、被害者の言動、関係者からの言動、外見、もしくは供述等から、この方が障がい者に当たるのではないかという疑いを持ちましたら、それは障がい者虐待としての通報の対象としているところです。

　また、養護者に該当するかどうか分からないケースも多々あります。これにつきましても幅広く通報させているところです。何より漏れがないように通報する。被害者保護を第一に対応するということを十分に考えているところです。

○部会長　はい。ありがとうございます。

○委員　そもそも１１０番通報は、大阪府は全国的に多いのですか。

○委員　通信指令の受理件数につきましては、少し正確なものがないのですが、申し訳ございません。

○部会長　では、そこはないということで、申し訳ないですが。先ほど委員から質問がありましたように、例えば本人が警察に通報した場合、警察から各市町村に通報するのは、これは警察からの通報なのか本人からなのかというところがありましたが、要するに受け付ける側としては、警察から通報があったから警察からの通報と受理しているという形になるのですね。これはたぶんここで聞いても分からないかもしれませんが、全国同じ基準なのだと思います。警察からの通報で話を聞いていますと実は本人から通報がありましたというケース。それを本人からの通報だと切り替えてはないと思いますが、全国同じ基準でいっているとすれば、この警察からの通報が圧倒的に多いということは明らかになるということになってくるかと。ただ、その中にはご本人から警察に通報しているものも一定の割合で含まれているという。そのような解釈になるのかということですか。そのようなところでよろしいですか。はい。ありがとうございました。そのほか何かございませんか。

○委員　今の質問事項と関連してきますが、精神障がいの場合、警察通報がやはり一番多いのです。私もこのようなところに来るときに虐待と暴力の区別をどのようにするのか、すごく悩みます。精神の場合は、やはり暴力のほうが大きいと思います。この警察通報で虐待と認定する場合に、どこに線引きがあるのかすごく気になっているところがあります。

　取りあえず私たちも事務所の中で、家族による家族の電話相談ということで、電話相談を受けていますが、その中で結構多いのは、やはり当事者からの家族に対する暴力です。当事者がどこに自分の思いをぶつけるのかと言えば真っ先に家族なのです。親に対して、その場合は、医療機関と結び付いていなければ、取りあえず１１０番通報をして警察に介入してもらって、医療機関につながるようにしてくださいということもしますから、たぶんそのような意味では１１０番通報も増えているのかと思います。ただ、そのときの暴力と虐待の関係がずっと悩んでいるところで、わりと夫からの虐待が多いということは、これはある程度分かります。

今、精神障がい者が事件を起こしますと大々的にマスコミ報道されますから、非常に怖いという印象を受けられますが、そのようなところの、いわゆる精神障がいに対する差別とか偏見がなくならなければ、精神障がい者の虐待は減らないのではないかと思います。

だからこのような虐待防止の集まりがありましても、では、虐待を防止するために、どのようなことが必要なのかということが、なかなかこの中では出てこないということがありますから、その辺がもう少し偏見や差別をなくす努力がなければ、なかなか虐待防止の通報が減ってこないのかと。警察通報があったときに虐待という線引きがどこでされるのか。少し伺いたいと思います。

○部会長　はい。これはどちらが。

○事務局　警察から通報があった案件で虐待認定をした場合の線引きということでございますが、認定につきましては、市町村で認定する形になります。ですので、市町村が個別ケースについて調査、分析等をして、その認定に至るわけですが、ただ、一律のものはないということが実情です。例えばその認定の先には福祉サービスにつなげるとか、そのような判断も伴った認定というものもあると思いますし、一律の判断ということがあるわけではございません。以上でございます。

○事務局　少し補足します。虐待と暴力の線引きというところなのですが、おっしゃられていますように、当事者の方からご家族の方への暴力というところが、そもそもの背景としてあり、そこに起因して養護者の方がそれを抑えるような形を取るために、最終的に暴力につながるケースも往々にしてあるとは思います。

市町村のほうでもそこへの対応ということはすごく難しいということで、考えていただいているとは思いますが、一律にそこの暴力の事実だけを切り取って虐待と認定するということでは決してございません。市町村で調査、事実確認をした上で、虐待かどうかを判断して、虐待ではないということであったとしても、必要なサービスにつなげるという形で、ご本人さんやご家族の方も含めて、支援していただいていると考えております。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。今、ご説明いただいた形でよろしいですか。はい。なかなか虐待と暴力はすごく重複している部分もあり、難しい部分もあると思いますが、よろしいでしょうか。では、そのほか、よろしいですか。

○委員　先ほどの説明と重複するところもありますが、警察が現場で取り扱うケースにつきましては、その疑いも含めて通報させていただいているというところであります。障がい者に該当するかどうかというところの線引きですが、警察では線引きという形ではなく、被害者本人または関係者から病院に通われているとか、過去病気になって薬を飲んでいるとか、そのような供述から疑いも含めて通報させていただいております。

　暴行、脅迫、虐待等の認定に関しても、これも疑いも含めて通報させていただいているところです。明らかな証拠がある場合は別として、現場で暴行のケガの痕がない場合も多々あります。ただ、供述から被害を受けたという供述がありましたら、これも幅広く通報させていただいているところです。

○部会長　はい。ありがとうございます。それでは、そのほか、よろしいでしょうか。では、なければ、次の議案に移りたいと思います。

　議題の二つ目です。「大阪府における障がい者虐待防止の取組みについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料２をご覧ください。令和元年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みを説明させていただきます。

上段スライド１です。市町村の虐待対応力の向上について、その①として、市町村職員向け虐待対応研修の強化をご説明いたします。下のスライドもご覧いただきながらお聞きください。

　まず、市町村向け基礎研修は、令和元年度は５月に実施し、７５名の方に受講いただきました。基礎研修は講義と演習で構成しており、講義としては基礎的な内容を押さえる形として、弁護士から「障害者虐待防止法」の理解、民間福祉施設長から、虐待対応における権利擁護の視点といった内容で研修を行っております。他にも、大阪府警、大阪労働局の方にも講師としてご講義を頂きました。このような内容を盛り込むことで、それぞれの役割が明確となり、スムーズな連携につながるものと考えています。

　基礎研修の演習としては、養護者虐待に係る事例を通したグループワークを行いました。虐待の通報が入った場合を想定した演習を行うことで、虐待対応の初動期対応、虐待対応の流れをご確認していただくことを重点としています。

　次に、現任研修としては、管理職向けと虐待対応を複数年担当している担当者向け研修として実施しました。平成２８年度より実施している管理職向け研修については、令和元年度は７月に実施しております。内容としては弁護士からの講義、府内市町村の管理職からの現状に関する講義に加えて、障がい者虐待に関して理解や対応が求められる成年後見制度について、社会福祉士からの講義を実施いたしました。

　続いて、現任担当者向け研修は、令和元年度は１２月と１月に実施しております。内容としては、養護者虐待においては養護者支援という視点も求められることから、大学教授から家族関係の見立てというテーマで講義を行っていただきました。また、ＤＶに関する講義もプログラムに含めています。さらに、昨年度に引き続き厚生労働省の障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の内容を踏まえて、大学教授より司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法を研修内容に含めました。

　次に、②市町村虐待対応ワーキングの継続につきまして、次のページの下のスライド４をご覧ください。

まず、簡単に障がい者虐待対応ワーキングのご説明をさせていただきます。府内の各圏域から一つの代表市に参画いただき、府と８市が集まり、障がい者虐待防止に関する意見交換などを行う場としています。令和元年度は３回ワーキングを開催しました。昨年度からは、市町村における虐待対応力の向上を目標として、障がい者虐待に関わる市町村職員、虐待防止センター職員向けの研修テキストを作成しています。平成３０年度は養護者による虐待対応のテキストを、成果物として基本編、対応スキームと実務編、事例編の三つに分冊して作成しました。

　令和元年度は、施設従事者等による虐待対応のテキストを、対応スキームと実務編、事例編の二つに分冊して作成しております。到達目標としては、市町村職員や虐待防止センターの職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、「障害者虐待防止法」及び法に基づく対応について、基礎的知識や事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストを作成することです。

　ワーキングのオブザーバーとして弁護士にご出席いただき、その助言等も参考にテキストの作成を進めました。成果物のテキストについては、大阪府障がい者虐待防止マニュアルとの棲み分けを図るために、参画市からの意見を基に、具体的な対応方法や判断のポイント等を掲載しております。

　資料を戻しますが、1枚目上の③専門性強化事業の実施につきましてご説明いたします。市町村において、対応が困難な虐待事案があれば、弁護士、社会福祉士を派遣して、その困難な事案の対応を検討する事業となります。令和元年度の実績は、１月末時点で２件です。

　下の目的の２番です。障がい福祉サービス事業所の虐待防止としましては、隣の④事業所職員向け虐待防止研修の継続実施があります。こちらは主に、障がい福祉サービス事業所の管理者を対象とした研修であり、講義と事例を用いた演習で構成しています。

　厚生労働省の、障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の伝達研修の位置づけでもあり、令和元年度は全体講義には１２４３名の方に受講いただきました。また、演習は計４日間行い、５１２名の方に受講いただいております。この研修に先立って、大阪府では厚生労働省による国研修を府職員と民間施設長で受講し、民間施設長にも研修の講師役を担っていただきました。

また、平成２９年度～平成３０年度の研修講師を担っていただいた民間施設長には、演習のグループワークにおいて、ファシリテーターとして参画いただき、ご自身の施設での取組み等についてコメントをいただいております。このような形を取っていくことで、民間の障がい福祉サービス事業所での虐待防止の裾野が広がっていくことも期待しております。この研修については、次のページ、上段のスライドにまとめておりますので、また、ご確認いただければと思います。

　再び最初のスライドに戻りますが、⑤の実地指導についてです。まず、５月、６月に全事業所を対象に集団指導を行い、その後、実地指導を行っております。虐待認定があった施設には必ず実地指導に行くこととなっております。

　最後に、目的の３として、関係機関との連携についてご説明いたします。⑥の使用者虐待の対応としては、スライド５をご確認ください。使用者虐待の対応スキームとして、左側が厚生労働省のスキームとなります。厚生労働省のスキームでは、使用者による障がい者虐待の通報・届出を受けた市町村がまず事実確認を行い、その後、都道府県に通知し、都道府県も必要に応じた事実確認を行います。その上で各都道府県の労働局に報告を行い、その労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるという流れとなります。

　対して、その右側にお示ししているものが大阪府版となります。厚生労働省のスキームにおいては、対応に時間がかかることがありますので、大阪府では、よりスムーズな対応を行うためにも市町村、大阪府、大阪労働局が適宜連携して調査を行います。その上で大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われることになります。このように、適宜連携した対応を行うために、大阪府と大阪労働局においては、定期的に月1回の実務者会議を行っております。

　再び、初めのスライド１に戻りまして、ＤＶ対応における連携としては、市町村の障がい者虐待対応職員向けに、女性相談センター職員によるＤＶに関する講義の内容を盛り込み、一方で、市町村ＤＶ担当職員向けに、障がい者虐待に関する講義を実施することで、それぞれの理解を深めることとしております。

　以上を、資料２の説明とさせていただきます。

○部会長　はい。ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、何かご不明な点等がございましたら、ご発言をお願いします。では、委員、お願いします。

○委員　市町村の職員の研修なのですが、措置の時代はほんとに市町村の職員は施設に来られて、施設の状況をすごく理解していただいていたと思っていますが、最近は市町村の援護の実施機関のところに、少しケガがありました、事故がありましたと言われても、施設のことを理解してもらえていませんので、説明にすごく長く時間がかかるという。そのような経験が実際にありますが、この市町村の研修では、施設を理解するために、実地で入り込んで研修するようなプログラムをこれからつくってもらえないのかどうかが一つと。それから、私は大阪府の研修に４年ほど関わらせていただいて、従事者の虐待が減らないということはすごく心が痛いです。市町村の従事者虐待の研修については、全部やっているのかどうかその辺の現状の市町村の従事者虐待の研修の実施状況についても、もし教えていただければ伺いたいと思います。

○部会長　では、事務局、お願いいたします。

○事務局　大阪府といたしましては、市町村職員向けに研修の機会を設けております。基礎研修、現任研修、管理職研修という形で対象者ごとに、それぞれのテーマに合うようなコマを設けて研修をしているところではございます。

　ただ、今、委員がおっしゃったように、市町村の職員の中で施設に対する理解が少し足りないのではないかというご意見をいただきましたので、その辺につきまして、どのような形で、次年度以降の研修に反映できるのか。また、検討していきたいと思います。

　あと、それぞれの市町村の中で研修をしているのかどうかというところですが、平成２９年度につきまして、市町村の中でどのような研修をやっていますかとか、どのような体制でやっていますかという調査を行ったことがあります。全部の市町村で研修をしていただいているという状況では、そのときにはなかったのですが、それ以降、そのような調査を行っていません。今年度は府内のいくつの市町村でやっているのかというところの数字は現状持ち合わせていませんが、平成２９年度の時点では、一部の市町村に留まっていたということが現状でございます。

○部会長　はい。では、委員、どうぞ。

○委員　失礼します。先ほど施設のほうの先生からも言われたとおり、どれだけ市町村で虐待防止の研修を行ってくださっているのか、また、委員が言ってくださったように、どれだけの市民に向けての啓発とか、また、当事者に対しての支援が充実していくのかというところについて、私は最初から委員をさせていただいて、同じことを申し上げているかと思いますが、なかなか行きわたらないのです。

確かに大阪府の研修はしっかりやってくださっていますが、一つお願いしたいと思っていることは、市町村に何でも移譲になってお任せということが多いのですが、出前講座というような形で、大阪府をブロックに分けていただいて、今年度、何箇所でやりますというようにしてほしい。大阪府が出向いて行って、自分の力でやれない市町村もやはりあると思いますので、その辺を大阪府が力を貸していただいて、出前講座のような形でいろいろなところを巡って行ってほしい。また、市の力の入れ方も自分たちだけではしんどいけれども、大阪府も手伝ってくださるのだということであれば、市民に向けての動きが変わってくるのかとも思いますので、お願いできればと一つ思っております。

　研修に関しては、管理者のように出向いて行く方は、その虐待について割と理解のある方が参加される場合が多いと思います。実際に虐待をしてしまう方というのは、現場で日々しんどい思いをして、どうしてこのようなことが、というようなことに実際に関わる人たちなので、その人たちが研修に出られるような、そのような機会を設けていただきたい。資格のないグループホームの世話人の方などは、人不足ということで、施設としてはなんとか雇い入れなければいけない現状もあるとお聞きします。支援の必要な子どもを持つ親としては、どちらのお話もよく分かります。しっかり研修できた人を配置してほしい、だけど実際にはなかなか難しいのだという辺りを、大阪府の力をお借りして、研修に力を貸していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長　はい、事務局、いかがでしょうか。

○事務局　まず、出前講座を市町村にしてほしいというご意見をいただきました。もちろん我々としましても市町村職員や施設職員にも幅広く来ていただくために、今年度の事業所の研修におきましても１２００人というかなりの数の方に来ていただいているところではございます。

実際にブロックを分けて訪問して出前ということも一つの手法ではあると考えているところですが、現状、市内でより充実した研修という形でさせていただくほうがいいのかと思いますが、ご提案の件も含めまして、今後の研修の進め方について、参考にさせていただきたいと思います。

　先ほどの話とも少し重なりますが、研修に出向く方は比較的管理者が多いのではないかというお話しもいただきましたが、これはなるべく現場の方も参加していただけるようなプログラムなり、研修の規模なりを考えまして、今後ともその充実に努めたいと考えております。

○事務局　追加ですが、出前講座というご意見をいただきましたが、大阪府といたしましてもマンパワーも足りないところもございまして、では、全部の市町村を回れるのかと言えば、現状難しいところもあるかと思います。では、何もしないのですかというところですが、先ほどの資料の中でもご説明させていただきましたが、虐待対応ワーキングの中で研修テキストというものをつくっております。それぞれの市町村職員の対応力の向上が図られるような研修のテキストを昨年度は養護者、今年は施設従事者という形で作成を進めているところです。

　大阪府としてはそのようなところから、市町村職員の後方支援としてまだまだ足りない部分もあるかと思いますが、対応力の向上を図っているところになります。

あと、研修につきましては、現場の方ももちろん大切にはなりますが、管理職の方にしっかり意識を高く持っていただいて、それぞれの法人内でしっかりと周知をしていただくということが、より多くの方に意識していただく近道になるかと思っておりますので、そのような形で取り組んでいるところです。以上になります。

○事務局　全体についての補足で、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、施設の機能や役割ということについて、市町村のほうで理解が少し不足しているのではないのかといった話でありますとか、各市町村で取組みをしておられることについて、もう少し大阪府としての後押しができないのかどうかみたいな話があったかと思います。担当のほうからもいろいろ手立てを講じているとお伝えしたところではありますが、ただ、この部会の場で各関係機関の方、特に市町村にも参加いただいていますので、実際に市町村で取組みをさらに深めていくというこの仕組みで、考えられますのは、各市町村で障がい福祉サービスの充実、それも行政だけではなくて、サービス従事者の方も参画しながら考えていくというスキームの中で、自立支援協議会が各市町村に設置されていると。それは本体会議だけではなくて、それぞれの部会ということで設けておられる市町村もおられる。その中に虐待というところに専門的にセクションを置いているところもあるのかと理解していますが、そのような中で施設の役割がどのようなもので、どのようなところを目的としていくのか、また、障がい者の虐待、また、障がい者理解を進めていくためにはどのようにすればいいのかみたいな話を、意見交換をしながらより良い方向に進めていくと。そのような調整をする場に、大阪府のほうがオブザーバー、もしくは委員として参画して、出来ることが何かないのかみたいなことで参画していくということも一つあるのかと思っております。

実際、市町村の設置する自立支援協議会の中に委員として入って意見も述べさせていただいたという取組みもさせていただいたことがありますが、既存の仕組みの中でより良い方向性を見出すのはどのようにすればいいのかということを、少し今日、お時間の許す限り少し意見交換とかをしていただけると、より今、いただいた意見についての深掘り、その中で大阪府として出来るところも見定めていくことも出来るのかと思います。もしよろしければ、ちょうどこの部会の目的でも関係機関の相互の連絡調整に関する事務ということも一つの目的となっておりますので、忌憚のない意見交換が出来ればと思っております。

○部会長　はい。何かございますか。

○事務局　重複しますが、少し補足です。先ほど委員におっしゃっていただきました事業所の管理者ではなくて、現場の方にもう少し研修と言いますか知識を持ってもらえる機会をということについて、現状としては管理者の方にという立て付けの研修にはなっていますが、それを持ち帰っていただいて、組織の中で現場の方に伝達研修をしてくださいということを我々としてはお伝えしております。

　その持ち帰っていただくものや内容については、こちらでも検討の余地はあると思っておりますので、次年度以降に関しましても、その都度、研修内容を見直して実施していきたいと思っております。事業所だけではなくて、市町村に向けた研修に関しましても、具体的に出前講座というところは少し難しいかもしれないですが、それも同じように市町村に持ち帰っていただけるような内容を、我々のほうで検討することは十分出来ると考えております。今後も随時、見直しを行っていきたいと思っております。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。今、いくつかヒントになるようなものが出てきたかと思います。もう一つだけ議題がありまして、その後、最後にそれぞれの立場で取組み状況について、ご発言いただく機会がありますので、少しそのときにいろいろ意見交換が出来ればと思っております。それぞれ市町村の取組みが出ておりますので、またそちらでご発言いただければと思います。そのときによろしくお願いいたします。

もう一つ、大阪府として、あるいは市としてというところに限界があるという話も出ていましたので、それぞれ持ち帰って伝達研修という話も出ていましたし、それから、例えばですが社会福祉協議会が研修をしておりますので、そのような中にしっかりとした人権だとか虐待というテーマを盛り込んだものをやっていただくということで、大阪府と社会福祉協議会が連携していくこともありだと思います。

実は昨日、障がい福祉の研修委員会がありまして、私も委員に入っていました。その中で大阪府の方も来ておられて、その方は虐待の施設の担当をされている方で、虐待事案が起これば行っていろいろ調査をしたり指導をしていますとおっしゃっていました。いろいろな現場の実情などを踏まえて、このような研修内容を盛り込んでほしいという話が出ており、その中で社会福祉協議会としてもそのようなテーマを入れて、プログラムを組んでいきたいという話も出ていましたので、そういったものも活用していけばいいのかと思っております。

その中で今、委員が言われたグループホームの世話人の研修が非常に大事だということについて、今年度その研修をされて、来年度もぜひやって行きたいと。一人で専門性がない中で虐待が起こってしまうので、そのようなことも含めて研修テーマを現場で意識の高い方に講師を担っていただくという話も出ていましたので、ぜひ、そのような研修もありますということで、いろいろなところと連携していけばいいのかと思っておりますので、参考にしていただければと思っております。

それでは、時間も来ておりますので、次の議題３、「障がい児者虐待防止支援専門委員会における論点の整理について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料３をご覧ください。平成３０年度障がい者虐待防止推進部会において、障がい者虐待における大阪府の対応状況に関する報告だけではなく、虐待の傾向分析や具体的な検討課題について、整理すべきではないかという意見を頂戴いたしました。具体的には虐待を認定したケースの減少が見られるが、どのような虐待が認定をされていないのか。「障害者虐待防止法」は養護者支援についてもうたっていることから、市町村における養護者支援の取組みについても把握すべきではないかといったご意見をいただきました。

これを受けまして、障がい者虐待防止推進部会運営要綱第６条第２項第５号に規定する「その他障がい児者虐待防止のために必要な事項」として、障がい者虐待の対応状況に係る課題等について調査、審議するため、同条に基づき専門委員会を設置しました。開催状況としては、令和元年７月３０日に１回開催しており、専門委員会の構成員については、その記載のとおりです。

　次に、専門委員会において、平成２９年度の虐待対応状況調査に基づき、虐待の傾向分析や具体的な検討課題について、いただいたご意見を左の欄に掲載しております。そのご意見に対し、大阪府としてどう対応しているかについてまとめています。

内容をご説明いたします。まず一つ目のご意見は、障がい者虐待の発生要因についてで

す。虐待者の知識・理解の不足への対応策として、虐待防止の観点から、学校教育と連

携が必要であり、教育を通じて虐待に関する理解促進を図っていくべきである。とのご意

見がありました。

これに対して、大阪府では発達段階に応じて障がい理解教育を推進しており、特に小学校では、障がい理解促進のツールとして、「大阪ふれあいおりがみ」等を作成し活用を図っております。これらの取組みの推進に努めたいと考えております。

二つ目は、障がい者虐待防止の啓発のあり方についてです。周知したい養護者への啓発

が進んでいない。また、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待について、それぞれの周知

啓発となっており、虐待防止などの周知啓発については、府と市町村が連携して取り組むことも必要ではないかというご意見を頂戴しました。

大阪府では、障がい者虐待防止の啓発用リーフレットを作成し、さまざまな研修の機会を通して配布しており、府内市町村にも配架をしていただいております。都道府県障がい者権利擁護センター、市町村障がい者虐待防止センターは、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、その他の啓発活動を行うこととされており、府及び府内市町村で周知啓発に取り組んでいるところです。府が実施する、市町村を対象とした虐待防止研修において、市町村の管理職に対して、より一層の周知啓発について働きかけてまいります。また、障がい者虐待防止推進部会の委員として、市長会、町村長会にも参画をいただいておりますので、本日の部会の中でもご意見をいただけますと幸いです。

続きまして、三つ目は、レスパイト等の受け入れ先の少なさに対する行政施策についてのご意見でした。夕方・夜間や土日にヘルパーが入れないことがあるが、障がい者と過ごす時間が長いと虐待につながることがある。しかし、レスパイトですぐに受け入れてくれる施設がない。この現状に対し行政として支援策を講じることが必要ではないかといったご意見をいただいております。

介護者が不在となる障がい者の緊急時の受け入れについては、市町村で地域生活支援拠点等の整備が進められているところであり、府としても整備促進の取組みを進めているところです。市町村が、各地域の障がい者のニーズを踏まえた事業を展開できるようにするため、府は国に対して地域生活支援事業への十分な財源措置等について働きかけをしています。

四つ目は、相談支援専門員への働きかけについてです。虐待者の認識不足に関する要因に対しては、周囲の見守りが必要であり、相談支援専門員の方々に研修などの実施により、自分たちが通報のキーパーソンだと周知していくべきではないかといったご意見でした。

大阪府の対応としましては、大阪府相談支援従事者研修において、相談支援専門員に「障害者虐待防止法」と大阪府の取組みについての講義を実施しています。その中で相談支援専門員は障がい者虐待の早期発見・早期通報に努める立場にあることも周知し、障がい者虐待防止の啓発用リーフレットを配布しています。

今後も、相談支援従事者研修での講義を継続して研修内容の精査を進め、相談支援専門員が地域における障がい者虐待の未然防止・再発防止に努めていく立場であるということを周知していきたいと考えております。

最後に五つ目ですが、本部会の開催時期に関するものでした。部会開催の時期を、府の予算要求の時期に合わせるべきではないか。また、年２回開催するということも考えられるのではないかといったご意見でした。

現在、障がい者虐待防止推進部会は、国調査の公表、府の障がい者虐待に関する公表を踏まえて、例年２月頃に開催しております。今後の運用については、本日の障がい者虐待防止推進部会での議論を踏まえて検討したいと考えております。また、事務局からの報告を短くすることで、委員の皆様の積極的な議論の場となれば幸いです。

以上が、専門委員会で頂いたご意見と府の対応についてです。なお、平成３０年度の虐待対応状況調査の結果についても、２９年度と傾向が変わらないことから、府としては記載の対応を今後も着実に実行して、虐待防止に取り組んでいければと考えております。

説明は以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。それでは、ただ今の専門委員会における委員の意見とか、その対応について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○委員　私はこの会議は４回目なのですが、初めて専門委員会の報告を聞きました。これまでなぜやってなかったのかをお聞きしたいことと、私が思いますのは、この推進部会で議論されて、このような課題があります。では、専門委員会さんに少し１年か半年かけて少しこれをやってくださいということが専門委員会の役目かと思いますが、それは違うのかどうか。

あと、国のほうでは、今、障がい者虐待のマニュアルの改定作業をやっているという話を聞きました。やはり大阪府としてもリーフレットをいろいろつくられていると書いてありますが、少し新しいものであるとか、ポスターでありますとか、そのようなものはつくらないのか。それを専門委員会に検討していただいて、この部会で報告してもらう。そのようなあり方が一番望ましいのではないかという思いがあります。その辺をお聞きしたいと思います。

○部会長　専門委員会の位置づけということですね。事務局、お願いいたします。

○事務局　事務局です。専門委員会はおっしゃるように、今年度実施しましたが、これまで数年にわたってずっと専門委員会という形では実施していなかったところでございます。この大阪府の自立支援協議会の虐待防止推進部会というこの部会が、そもそも虐待防止、養護者の支援ということをテーマとした部会ですので、そこの場で議論をいただいた上で十分議論いただけると認識しております。なおかつ、先生がおっしゃるように個別のテーマで、ぜひ、継続的に専門委員会のほうで検討してもらいたいというテーマがこの部会の中で出て来ましたら、それについては専門委員会を設けて実施するということも一つの手法ではあると考えております。

　マニュアルの改定につきましては、我々も存じておりますので、それも踏まえて必要があれば、このマニュアルについても改定ということも考えてまいります。

　それから、リーフレットについて、それと併せてそのようなリーフレットを新しくすることがあれば、その専門委員でというお話しもありましたが、現状は我々が使っているリーフレットは、予算の制約がありますが、もちろんそれを増刷して積極的に周知、広報をしていく予定にしておりますが、現在、リーフレットを新しく版を変えてというところにつきましては、現在のところは考えていないというところが実情でございます。

○事務局　補足させていただきます。大阪府のほうでも虐待対応の手引きというものをつくっておりまして、ホームページにも掲載していますが、その手引きに関しましてはマニュアル改定を受けて、毎年、見直しを行っておりますので、そこに関しては定期的に更新をしていくものになります。

　あと、虐待防止のリーフレットですが、これは具体的な対応というところではなくて、あくまでも「障害者虐待防止法」の広い理解というところで作成している内容になっておりますので、もし「障害者虐待防止法」が今後、改定されるということがあれば、それに応じて見直しをということは考えています。現状は法律の見直しというところがなければ、変えていく予定はしていないところになります。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。専門委員会がどのような立て付けになっているのか。少し見えてこない部分もあり、今年度、初めて開催したということでこのようないろいろ詳しい意見が出されて、府としての対応が示されているということになります。このあと、いろいろ情報交換していく中で、少し考えていかなければいけないということがあれば、これまで出て来たものを踏まえて、次年度、専門委員会をどのようにして行くのかということについて、この場ではすぐに結論は出ないと思いますが、府ともいろいろ相談しながら考えていかなければいけないと思います。今の段階では非常に必要度があるのではないかというご意見も出ているということで留めたいと思います。

　あと、いかがでしょうか。特になければ少し時間も限られておりますので、冒頭で申しましたように、いろいろな関係機関の代表の方にお越しいただいておりますので、それぞれのお立場における障がい者虐待防止の取組状況とか課題について、ぜひ、ご発言いただければと思っております。では、申し訳ないですが、委員から順番に時計回りでいきたいと思いますので、お一人２分ぐらいでポイントを絞ってお話しいただければ有り難いかと思いますので、よろしくお願いいたします。では、委員から、よろしくお願いいたします。

○委員　それでは、僭越ですが手短に、養護者虐待が多いということを踏まえて、権利に関することや暮らしに関することを、集まりまして日々情報交換をしているところでございます。

　養護者のほうが変わらないねというところでは、年齢の高い親御さんはサービスを使うことに不慣れですが、児童もサービスが使えるようになりましたので、今の若いお母さん方はサービスを他人に委ねることが上手になられていると思います。現在、８０５０問題のような、本当にご高齢で大変なご家庭に限って、なかなか他人の力を借りることが弱くて、集まった中でもなかなか難しいというご意見を頂戴しますので、慣れていくべきですよ、という話し合いをしているところです。

警察への通報について、大阪は周知が出来ていて気軽に対応してくださるというところで、件数は確かに上がっていますが、全国のほうの会議に出ますと、警察通報は１件もなかったりするところがありますので、そこら辺では地域柄もあると思います。都市に住んでいるということで、重度障がいの人が家から施設に通えますが、田舎に行きますと通えるところがありませんので、結果として家にいないこともあり養護者虐待が少ないということもあると思います。なので地域柄の取組みを今後も続けていただくことが大切かと思いますので、また、皆様のお力をお借りして、より良い社会環境を目指していければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員　現状ですが、大阪府警で対応している障がい者虐待事案につきましては、年々増加の傾向を示しております。昨年、令和元年中の取扱い件数につきましても、一昨年の１１０２件から若干増加しているというところです。正確な数字は確定値が出ておりませんので申し上げることは出来ませんが、１１０２件から２０件弱の微増であります。

　次に、取組みでありますが、先ほど申し上げましたとおり、警察で取り扱う障がい者虐待事案につきましては、１１０番通報などによりまして、現場に臨場したものがほとんどでありまして、現場において事案の危険性、切迫性を判断して、行為者に対する警告でありますとか、被害者の避難措置、時には事件化を含めて被害者の安全を第一に対応しているところです。

　今後の通報につきましても、疑いのあるケースも今後も幅広く通報させていただきたいと考えておりますので、大阪府、市町村様の方にはご理解をお願いしたいと思っております。今後とも連携をよろしくお願いいたします。以上です。

○委員　昨年もマスコミの報道について少し質問させていただいたことがありまして、今年度もやはり死亡事故で新聞報道がありましたが、私の思いはこの推進部会の委員にマスコミ関係の人、またはジャーナリストの方、そのＯＢの方が委員に入ることが望ましいという思いがあり、少し皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。私はそれだけです。

○委員　特別に虐待防止という形での活動はしていませんが、ただ、ここ数年は特に精神障がい者の事件に対してマスコミ報道が大々的に精神科病院に通院しているとか、福祉手帳を持っていたとか、そのようなことを真っ先に報道されるということは、精神障がい者に対する偏見をますます助長させますので、そのような報道は少し控えてほしいということを、マスコミに対して意見表明しております。あと、家族会の中で、家族は自分たちの勉強をする。それで家族会に入っているところはまだいいのです。いろいろなアンケート調査の中で、精神障がい者がどこにも行けずに家の中にいることが約半数近くいるのです。アンケート調査をするのは、たいていどこか通院しているとか手帳を持っているとか、そのような人たちを対象にしてやっていますので、その中でも、やはり半数近くは家にこもっていることがほとんどで、たぶんにこの１１０番通報をされるところは、そのような医療機関に関わっていない人たちが多いと思います。

　やはり家族も含めて、本人は病気ではない、精神のそのような病気ではないと、親も病気ではないと思って、なかなか医療機関につながらないところがあります。そうするとどうしても家庭の中での暴力事件になりますので、まずは社会全体として、そのような精神障がいに対する病気理解を深めるような取組みをしてほしいということが一つです。

　最後のところに学校教育がありますが、２、３年後ですが、高校の教科書にやっと精神障がいのことが教科書に初めて載るのです。本当は高校ではなくて、もっと早くしてほしいと思いますが、やはり子どもたちがきちんと自分の病気理解をするようになれば、このような虐待も少し減るのかと思いますので、そのようなところを深めていきたいと思います。

○委員　従来からの弁護士会のほうでは社会福祉士会と連携しまして、市町村の虐待対応に困ったところに助言をするという活動をずっとしておりますが、障がい者の関係では、両会と契約している市町村が高齢者虐待と比べると少ないので、もし市町村でそのような虐待の対応にお困りのようなことがあれば、ぜひ、大阪府の契約を活用していただければと思っております。

　今、特に弁護士会で力を入れていきたいと思っていますのは、施設従事者等による虐待について、市町村、都道府県も含めてですが、虐待対応に困っているところについて適切な助言が出来るように、その点のスキルアップをしていきたいと思っているところです。

　今日のお話を聞いていて何点か思ったところを、簡単にお話をさせていただきますと、そもそも虐待については、虐待をした人について悪いというレッテルを貼るという仕組みではなくて、そこから虐待対応の支援が始まっていくという。そのようなきっかけになるのだというふうに、それが法の立て付けだと思いますが、そのようにしますと警察への通報が沢山あるということは、決して否定されることではなくて、むしろそのことから虐待を見つけていける契機になるということでもいいと思っていますが、高齢者の方と比べますと、本人さんの力のある方が障がいのある方には多いので、本人からの通報を適切にきちんと受けられる。そのような仕組みを整える必要があるというふうに私は思っています。そのような意味では、やはり通報窓口の周知が足りていないと思っています。リーフレットやご本人さんに対して周知するリーフレットを作成すべきだと思っていますし、あとは施設従事者の方が出来るだけ虐待に至らないように、こういうことについて気を付けるという、虐待に至るまでの自分の対応で、これが虐待につながる可能性もあるということをチェックできるような、チェックリストも含めたようなリーフレットを、施設従事者向けにつくる必要があるのではないかと思います。

　あと、研修に関して言えば、虐待の対応で、先ほど委員の言われました一部の市町村については進んでいるところもあると思っていますが、中には虐待対応に十分自信が持てないところの市町村も見受けられると思っていまして、それは大阪府でこそ実態が把握出来るところだと思いますので、出前講座で市町村それぞれに行くということは、なかなか財源の問題や人手の問題もあり難しいと思いますが、ブロックごとに分けて行うといったような、それも虐待対応に自信のないところ、自信がないと言えばとても失礼ですが、ここから底上げをしていかなければいけないと大阪府が思うところを集めて行うという。それぞれのレベルに合わせて行うことも必要かと思います。

　あと、従事者に対する研修も市町村任せ、施設任せにするのではなくて、大阪府のほうで何らかのリードをして行くべきだと私は思っております。

　あと、労働局の対応についてですが、いろいろ大阪方式で進んだ取組みをされていると認識していますが、市町村との連携の具合はどのようになっているのか。どちらが虐待判断をしていて、虐待判断に基づいたそれぞれの法令に基づく何らかの対応をしてくださっているようですが、性的虐待なども含めて虐待認定をしているようですが、この認定を市町村がしているのか労働局がされているのか。その後の対応をどちらがどのようにしているのかということについて、後で教えていただければと思っています。

　あとは委員も言われましたが、虐待の一番最初の取っかかりとしましては、やはりそこに障がいのある人に対する差別とか偏見があるということが否めないと思っておりまして、そのような意味では虐待に対する取組みは、差別とか偏見をなくすための取組みと連動しなければ意味がない。そのような意味では大阪府の中でも差別や偏見をなくすための取組みをやっておられる部署があると思いますので、そちらと連動させることも考えていく必要があるのではないかと思っております。以上です。

○委員　うちの会としましては、直接虐待については関わっておらず、少しうちの事業とは離れていますが、皆さんすばらしい先生方ばかり来ていただいて委員会をやっていただいていますが、疑問が働くのです。法律が出来て７年とお聞きしましたが、その間にいろいろなことに府も各地方も取り組んでおられ、そして事業所さんも施設さんも、いろいろ勉強していることだと思います。

　それなのに大阪府がなぜ減らないのか。何か増えているところもありましたので、よその都道府県と比べてもなぜ大阪が増えているの、減らないの、それはやはり府の予算がないからなのかという思いもしますが、それだけの問題だけではないと思いますので、簡単に疑問なのです本当に、誰かいい考えはないのかと思いもしますが、それだけです。

○委員　弊社の取組みとしましては、障がい者虐待防止ということは取り組んでおりませんでして、例えば経済的虐待を受けた、被害事故に遭ったとか経済的な、もしくは賠償を負わなければいけない、もしくは入院されて医療費がかさむというようなときの保険を事後で建設的なケアが出来る保険を取り扱っています。取引先も含めてそのような取組みをしております。以上です。

○委員　弁護士会さんとの連携の取組みについては、先ほど委員がおっしゃっていただいたとおりですが、それ以外にも権利擁護や意思決定の研修会等々を、定期的に開きながら知識の向上に努めております。ただ、ほんとに研修会をしても来る人は多くて１００人、１５０人、大阪府内でもそのような数です。先ほど事務局がおっしゃっていたように、それをどのように伝達研修していくのか、自分のフィールドに戻ってどのように伝えていくのかということが、ものすごく大事になってくるのかと思っております。

あと、教育との連携ということが、本当に必要だと思っています。教育からこのようなことをやっていますという報告がありますが、誰がどのように伝えているのかがものすごく大事だと思います。手伝ってあげてね、してあげてねというような研修になっているのであれば、してもらうこと、やってもらうことが当たり前になってしまわないのか。やってあげているのだから、という意識が虐待につながっていくのではないのかと感じています。

できないのではなくて、させてないことが僕たちは多かったのではないか。どのようにすればできるのだろうか。そのような工夫を伝えていかなければ、どうしても支援する側とされる側みたいな関係性をつくってしまうのではないかというところに、すごく不安を感じています。

　しっかりとした理解や、意思決定を支援していく、権利があるのだということを、当たり前のことなのですが、それをわざわざ研修で伝えていかなければいけないことに、もう少し問題意識を持たなければいけないのではないかと思っております。

　もう１点、今、うちは新しい施設をつくるということで、昨日、新しく入って来る方々の確認をしていたのですが、そこで少し不安になることが一つありました。職員が、「このお母さんはいろいろ通報されるみたいで少し困っているのです」と言っていたのです。いろいろな施設さんで通報され、それで居づらくなってうちに来た。何が駄目なのかという話で、通報してもらったらいいと。通報してもらって、来てもらって。お母さんと対話していかなければ、通報するからと言ってみんなが嫌がって、これって逆に排除につながっていかないかと。通報が駄目なのではなくて、通報が沢山増えるということは、僕はいいことだと思います。そこでどのように対応していくのか。そのような問題を一緒に理解していくということをしていかなければ、今度、通報する人が排除の対象になっていきますし、また新しい問題をつくってしまうのではないのか。その辺も考えていかなければいけないのかと感じたことを報告させていただきます。以上です。

○委員　障がい者関係のことで言えば、障がい支援区分の医師意見書ということを書くときに、このように書いてくださいという講習会は府の委託事業として受けておりますが、そのようなことをやっても、聞きに来てくれる先生はほんの少しです。

　また、今年から発達障がいの患者さんの対応力向上研修をかかりつけ医を対象にやっております。これも来ていただく先生方は少数です。

いろいろな障がい者関係の会議に出させていただいておりますが、やはり一番根本的にあるものは、多様性を受け入れられない社会になったんだと言ってしまって、それがどんどん進んでいってしまって、軽い発達障がいの子たちが学校に行けなくなって家にこもってということに、恐らくなっていっているのだと思います。

　実は発達障がいの方たちも沢山知り合いにおります、素晴らしい能力を発揮されている方を沢山見ます。何とか多様性を共有できるような場をつくりたいと思いますが、研修にはいろいろなランクをつくればいいと思います。根本的な理念的なところはeラーニングでしっかりみんなが耳ダンボになるぐらい聞いて、その次のステップも別にeラーニングで、そしていろいろな現場で集まっている人はグループワークを中心としたそのような研修を組み立てていかなければ、１年に１回このような研修をいたしましたみたいなことを、いくら言っても仕方がないかと。我々もそのような形で医師、かかりつけ医に対して考えていかなければいけないという宿題はいただいているかと思います。以上です。

○委員　事務局の方から会議の中で少しヒントをいただいたのですが、障がい者の方の自立支援協議会は３町村でしております。そこには事業所さんも入っていただいていますし、あるときは社協の方も入っていただいています。その中で実務者協議を年に４回程度、管理職対象の管理者協議を年に２回ほどしております。

　そのような中で結局、３町村プラス近隣の事業所での仲間内での情報交換に留まっているという状況ですので、例えば専門の方の研修に入っていただくとか、あと、大阪府の方は少し手間でしょうけれども、オブザーバーで入ってもらって意見を頂戴するとか、そのようなことを少し考えていければと考えております。以上です。

○委員　使用者による障がい者虐待ということで、労使関係になければ介入できないというところがありますので、先ほど就Ａ、就Ｂの話がありましたが、そのような意味で言えば、就Ａのところに関してはこちらの対象にはなっていきます。

私どもは、労働相談を受け付ける窓口ですが、府下監督署、あるいはハローワークの職員の中には障がい者というキーワードを聞いただけで、まだまだ驚く職員も沢山ございます。研修、研修ということで、私もみんな研修して知っていれば何も怖くないよというところから職員の研修を始めまして、ここ２、３年ではだいぶ皆さんと言いますか、職員のほうがそのような抵抗感なく、現場の判断である程度出来るようになってきたのかと思っております。

　その中で大阪府さんとは毎月１回、協議させていただいて、やはり顔をつき合わせなければ、なかなか分からなかったりとか、市町村でこのようなことで何日も何時間もかけて相談を聞いているのだけれども、なかなか主訴がつかめないであるとか、これはどうしようかということを定例会議で、緊急の場合は当然定例会議以外でも常に行き来しながら、どこで対応していこうかというところで、対応部署決定通知をさせていただいております。

　そのような中で、先ほど委員のご質問にありましたが、市町村の方とはなかなか私どもも直接お話しをする機会がございません。間接的に大阪府さんから情報提供をもらった中に市町村の担当の方のお名前が入っていますから、その際に私どものほうから、実際にハローワークが行く場合に市町村ときちんと連携してください、と。市町村でここまで聴き取ってくれていますので、この部分は一緒に行きましょう、ということで、合同で行くことも結構、多いかと思っております。

　認定といいますか、判断は労働局のほうでやらせていただいています。先ほどセクハラというお話とかもありましたが、私が所属している部署はパワハラの対応をする部署にもなってきます。相談の中では今４分の１がパワハラの相談で、その中にも当然、障がいをお持ちの方の相談もあります。先ほど警察さんからのお話しにもありましたように、お話しを聞いていて障がい者かなというところであれば、障がい者虐待のスキームに乗せてきちんと対応させていただいているところです。

　最後に、先ほど出前研修のような話がありましたが、今、正確なことは申し上げられないのですが、ハローワークの専門援助部門という障がい者担当の部署になるのですが、そこで出前講座というものを実はやっております。これは職員向けではありませんが、企業さんが障がい者を受け入れたけれども、どのようにやっていけばというノウハウをお持ちでないところに関しまして、出前講座、出前出張みたいなことをやっております。規模とか対象が違いますので参考にならないかもしれませんが、報告させていただきたいと思います。以上になります。

○委員　取組みとしましては、まず、虐待防止講演会を年１回やっております。この虐待防止講演会には一般の人にも来てもらいたいということで、ホームページとか広報誌にも載せていますが、やはりなかなか来てもらえなくて、実際に来ていただいているのは事業所の方ばかりですので、一般の方に対しての啓発事業というものもしていく必要があると考えています。ただ、予算はなかなか付かないので、１２月３日から９日が障がい者週間ですが、同時期に人権週間もありますので、人権の担当のほうから、毎年、人権の集いという文化ホールでやっている講演会でそれはだいたい４００人ぐらい来ますので、そことコラボするような形で２年前から啓発事業を行っております。

　２年前は車いすの乗車体験とか、あと、視覚障がい者の誘導体験を行いまして、今年はボッチャの体験と点字の用具を使って名刺を作りましょうという体験型の啓発事業や、「差別解消法」などのパネルの展示などの啓発も行いました。

　それから、市内の団体の方から、啓発の事業が薄いのではないかというご意見もいただいておりまして、今年からの取組みとして、団体の方とか事業所の方と一緒になって、啓発事業運営委員会という会議みたいなものをつくりまして、障がい者週間に何か出来ないかというところで、いろいろ意見を募りました。駅前に市民会館みたいなものがあるのですが、そこのエントランスを使って啓発パネル展、事業所の紹介でありますとか、あと、マップの紹介などのパネル展を行いました。また、啓発のＤＶＤの上映会の取組みについても、今年から始めました。

　先ほどからの意見にもありましたように、一般のなかなか来てもらえない方への啓発が大事かと私たちも考えていまして、それをどのようにしていくのかということを、これからもいろいろな事業所の方とかと意見交換をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○部会長　ありがとうございました。それぞれのお立場でご発言いただきまして、また、いろいろな情報も出ていたかと思いますので、それぞれの関係機関で何か活用できるものがあれば活用していただければと思いますし、また、事務局のほうでもいろいろ出していただいた情報や意見を踏まえて、今後、取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、本日の議題につきましては、すべて終了いたしましたので、議事を事務局にお返しいたします。

○事務局　委員の皆様には長時間にわたる熱心なご議論と貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。これをもちまして、「令和元年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

○全委員　ありがとうございました。

　（終了）